

ITFインスペクターをやついて楽しめたのが、二年に一回行われるWWS（ワールド・ワイド・インスペクター・セミナー）が、いろんな国で開催されるのであまりいけないような国に行けることです。私が一番最初に参加したのはトルコのイスタンブールでした。

シルクロードの結節点でアジアとヨーロッパの文化を併せ持つきれいな都市です。前ITFコーディネーターの山下さんが、トルコ・ロットコ舞踊を眺めて食事が飛行経路は、アメリカの

ITFインスペクターをやついて楽しめたのが、二年に一回行われるWWS（ワールド・ワイド・インスペクター・セミナー）が、いろんな国で開催されるのであまりいけないような国に行けることです。私が一番最初に参加したのはトルコのイスタンブールでした。

アイスの店先で店員が、棒の先にアイスを付けて振り回してそれに山下さんが、飛びつこうとピヨン、ピヨンと跳ねていたのを思い出します。

カサブランカでは、飛行場からホテルに直行して朝次に行ったのは、モロッコのカサブランカでした。往復路の飛行時間が、大きくなりました。

さて、今年もセミナーが開催されます。場所は、なんとFOC旗國で有名なパナマになっています。どんなところなのか今から期待感が、膨らんでいます。

藤木インスペクター日誌

WWIS

2015年度中央執行委員名簿

| 役職名 | 氏名 | 出身単組 |
|----------|--------|-----------|
| 中央執行委員長 | 糸谷 鉄一郎 | 日港労連(専従) |
| 中央執行副委員長 | 松本 耕三 | 全港湾 |
| 同 | 柏木 公廣 | 日港労連 |
| 同 | 沖原 勝治 | 検数労連 |
| 同 | 遠藤 一幸 | 検定労連 |
| 書記長 | 玉田 雅也 | (専従) |
| 書記次長 | 市川 康太郎 | 検定労連(専従) |
| 中央執行委員 | 大野 進 | 全港湾 |
| 同 | 松永 英樹 | 全港湾 |
| 同 | 鈴木 誠一 | 全港湾 |
| 同 | 真島 勝重 | 全港湾 |
| 同 | 諸見 力 | 全港湾 |
| 同 | 鈴木 龍一 | 全港湾 |
| 同 | 青山 公平 | 全港湾 |
| 同 | 山口 順市 | 全港湾 |
| 同 | 田村 勝義 | 日港労連 |
| 同 | 小林 壽男 | 日港労連 |
| 同 | 柏木 公廣 | 日港労連 |
| 同 | 吉岡 幸治 | 日港労連 |
| 同 | 南原 英徳 | 日港労連 |
| 同 | 崎田 克己 | 日港労連 |
| 同 | 竹内 一 | 日港労連 |
| 同 | 光部 泰宏 | 検数労連 |
| 同 | 山田 拓 | 検数労連 |
| 同 | 外池 徹雄 | 検定労連 |
| 同 | 園田 高義 | 検定労連 |
| 同 | 西牟田 毅 | 全倉運 |
| 同 | 岩崎 美津男 | 全倉運 |
| 同 | 小嶋 敏弘 | 大港労組 |
| 同 | 佐藤 文昭 | 大港労組 |
| 同 | 金月 一彦 | 全日通 |
| 同 | 山田 昌敏 | 全日通 |
| 会計監査 | 瀬戸 修 | 検数労連 |
| 同 | 大庭 達也 | 大港労組 |
| 名誉顧問 | 植草 秀夫 | 元全国港湾事務局長 |
| 顧問 | 渡邊 三郎 | 前全国港湾書記長 |

パナマ・シティに行く予定です。問題は、帰りのヒューストンで乗り換える時には、十七時間以上の待ちがあることです。考えただけでも憂鬱になりますが、忍耐しきれませんね。



今号の最初は、第二章「労働組合」の残る条文（九十九条）の内容です。前号以降の条文、第九条（基金の流用）では、共済事業等のために設立した基金を他の目的に流用するときは総会（大会）の議決が必要なこと、第十条（解散）では、労働組合の解散には規約の定めによる事由か、規約の定め無い場合は、組合員又は構成団体の四分の三以上上の総会（大会）議決によると定められています。

十二条から十三条までは、法人である労働組合（本年五月号参照）の代表権や財産の清算などの

もう一つは、労働組合と使用者との権利義務を定める部分で、①就業時間内の組合活動について、②会社施設（会議室等）の利用について、③組合掲示板の設置について、

シップ制（組合員と従業員であることとの関係を取り決めた制度）については、「当事者の署名、又は記名押印」です。「議

○労働協約の効力の発生（第十四条）：「労働条件や労働組合と使用者との権利義務を定めた合意書です。」

記名押印することによつてその効力を生ずる」とされています。

○労働協約は、労働組合が締結できるもので、労働者個人ができるこ

とはいうまでもありません。

○労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約成立の前提

合は、労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約は、労働組合規約に労

働協約の締結に「大会の承認」が必要とされてい

る場合は、「組合代表者」が押印しても効力は生じ

ないとされています。

○労働協約の期

間（十五条）、効力（十

六条）の内容です。

規定期ですが、本稿は組合員講座を主旨としていますので省略します。

ここからは、第三章の「労働協約」（十四条）の内容です。

○労働協約とは、労働条件や労働組合と使用者との権利義務を定めた合

意文書です。

記名押印することによつてその効力を生ずる」とされています。

○労働協約は、労働組合が締結できるもので、労働者個人ができるこ

とはいうまでもありません。

○労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約成立の前提

合は、労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約は、労働組合規約に労

働協約の締結に「大会の承認」が必要とされてい

る場合は、「組合代表者」が押印しても効力は生じ

ないとされています。

○労働協約の期

間（十五条）、効力（十

六条）の内容です。

規定期ですが、本稿は組合員講座を主旨としていますので省略します。

ここからは、第三章の「労働協約」（十四条）の内容です。

○労働協約とは、労働条件や労働組合と使用者との権利義務を定めた合

意文書です。

記名押印することによつてその効力を生ずる」とされています。

○労働協約は、労働組合が締結できるもので、労働者個人ができるこ

とはいうまでもありません。

○労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約成立の前提

合は、労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約は、労働組合規約に労

働協約の締結に「大会の承認」が必要とされてい

る場合は、「組合代表者」が押印しても効力は生じ

ないとされています。

○労働協約の期

間（十五条）、効力（十

六条）の内容です。

規定期ですが、本稿は組合員講座を主旨としていますので省略します。

ここからは、第三章の「労働協約」（十四条）の内容です。

○労働協約とは、労働条件や労働組合と使用者との権利義務を定めた合

意文書です。

記名押印することによつてその効力を生ずる」とされています。

○労働協約は、労働組合が締結できるもので、労働者個人ができるこ

とはいうまでもありません。

○労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約成立の前提

合は、労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約は、労働組合規約に労

働協約の締結に「大会の承認」が必要とされてい

る場合は、「組合代表者」が押印しても効力は生じ

ないとされています。

○労働協約の期

間（十五条）、効力（十

六条）の内容です。

規定期ですが、本稿は組合員講座を主旨としていますので省略します。

ここからは、第三章の「労働協約」（十四条）の内容です。

○労働協約とは、労働条件や労働組合と使用者との権利義務を定めた合

意文書です。

記名押印することによつてその効力を生ずる」とされています。

○労働協約は、労働組合が締結できるもので、労働者個人ができるこ

とはいうまでもありません。

○労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約成立の前提

合は、労働協約として特

別な効力が認められて

ます。

○労働協約は、労働組合規約に労

働協約の締結に「大会の承認」が必要とされてい

る場合は、「組合代表者」が押印しても効力は生じ

ないとされています。

○労働協約の期

間（十五条）、効力（十

六条）の内容です。

規定期ですが、本稿は組合員講座を主旨としていますので省略します。

ここからは、第三章の「労働協約」（十四条）の内容です。

○労働協約とは、労働条件や労働組合と使用者との権利義務を定めた合

意文書です。

記名押印することによつてその